

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 3 1 回

平成 2 3 年 1 2 月 1 日

第31回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年12月1日(木)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進	坂 口 輝 之	山 本 肇	川 後 義 雄
森 本 眞 人	森 本 まさみ	山 門 忍	和 田 至 由
岡 崎 昭 榮	榎 本 満	枡 尾 喜 正	椋 野 茂
中 村 益 郎	西 常 雄	倉 本 善 夫	福 岡 淳 史
浦 坪 昇	辻 本 薫		

(欠席委員) 久 保 勇 山 口 政 高 福 山 康 子

(事務局) 事務局長 長田健次 農政係長 乾 義昭 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件(市許可分)

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

- 承認事項
1. 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について
 2. 圃場整備工事施工承認申請について
 3. 農地転用の制限の例外届について

2. その他

議 長 皆様、おはようございます。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

西委員から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

16番（西委員）

皆様おはようございます。貴重な時間を拝借して誠に申し訳ございません。私、指に〇〇ができて、三重大で手術をしてきまして、2、3週間入院して、無事切ることができました。まあまあ治る見込みがつきまして、それにつきまして農業委員会の互助会の方から見舞いを頂きまして、誠にありがとうございました。大変申し訳ございません。

議 長 お大事にどうぞ。

ただいまの出席委員は19名であります。欠席の届出は、7番久保委員、18番山口委員、23番福山委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただ今から熊野市農業委員会第31回総会を開会いたします。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、21番浦坪委員、22番辻本委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

事務局に総括表の朗読をいたさせます。

事務局。

事務局 第31回総会総括表3条所有権移転市許可分は、1件で田571㎡、計571㎡でございます。5条所有権の移転は、3件で田198㎡、畑853.09㎡、計1,051.09㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、1件で田1,429㎡、計1,429㎡でございます。圃場整備工事施工承認申請は、1件で田188㎡、

計188㎡でございます。農地転用の制限の例外届は、1件で田201㎡、畑28㎡、計229㎡でございます。合計は、7件で田2,587㎡、畑881.09㎡。総合計は、3468.09㎡でございます。以上です。

議 長 第1号議案「農地法第3条の規定による所有権の移転の許可申請」の市許可分につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。

事務局。

事務局 1番、有馬町町字川添〇〇番、台帳、田、現況、休耕、面積297㎡外、計2筆、面積571㎡でございます。譲渡人は有馬町〇〇。理由は、高齢により耕作できなくなったためということでございます。譲受人は有馬町〇〇。所有面積、耕作面積とも25アール。世帯員、従事者は1人です。理由は、規模拡大、柿栽培をするということでございます。

第1号議案については、申請書の内容等書類審査において、農地すべての効率的利用等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満していると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

1番について、有馬町お願いいたします。

9番（山門委員） 9番山門です。

第1号議案の農地法第3条の1番について説明させていただきます。

場所につきましては、志原尻方面の線路の下の、池の端になります。国道側から行きますと〇〇のところから池の方側になります。そして田となっておりますが、砂地で水の溜まるようなところではありません。そして今、事務局の説明のあったとおりでありますけれども、本人には、今回購入した場

合に、必ず作物を作るということを確約し、また5年間は経過を見に行きま
すという約束もしてきましたので、地元委員としては問題ないと思いますの
で、よろしくご審議をお願いしたいと思います。
以上です。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問
題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につ
きまして、ご意見があれば発言をお願いします。
ありませんか。

(な し)

議 長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。
第1号議案「農地法第3条の規定による所有権の移転の許可申請」の市許
可分につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしとのことですので、第1号議案は原案を承認することに決定いた
します。
次に、第2号議案「農地法第5条の規定による農地転用の許可申請」につ
きまして、知事に意見を附するため提案いたします。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。

事務局。

事務局 1番、金山町字宮ノ口〇〇番、台帳、宅地、現況、畑、面積309.0
9㎡外、計2筆、面積507.09㎡でございます。譲渡人は、金山町〇〇。
譲受人は、金山町〇〇・〇〇。転用の目的、施設の内容等ですが、駐車場用
地で、車18台分でございます。添付書類といたしまして、現況図、案内図、
土地利用計画図、誓約書、規則の写し、法人登記事項証明書、土地登記事項
証明書が添付されております。

2番、金山町字西上野〇〇番〇、台帳、畑、現況、畑、面積250㎡で
ございます。譲渡人は、奈良県橿原市〇〇。譲受人は、有馬町〇〇。転用の

目的、施設の内容等ですが、住宅用地で、住宅2階建て1棟156㎡を新築するということでございます。添付書類といたしまして、現況図、案内図、建物平面図、配置図、排水計画図、建築確約書、同意書、土地登記事項証明書が添付されております。

3番、紀和町小船字尾崎前〇〇番〇、台帳、畑、現況、休耕、面積16㎡外、計2筆、面積296㎡でございます。譲渡人は、大阪市西淀川区〇〇。譲受人は、井戸町〇〇。転用の目的、施設の内容等ですが、住宅用地及び進入路用地で、住宅平屋建て1棟66.4㎡を新築するということでございます。添付書類といたしまして、現況図、案内図、建物平面図、造成図、利用計画図、建築確約書、同意書、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、2番、3番については、申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満していると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

1番、2番について金山町お願いいたします。

13番（栃尾委員） 13番、栃尾です。

2号議案の1番についてであります。譲渡人の〇〇さんが、農地を一部宅地であります。神社とお寺の双方へ譲り渡して有効利用したいこととございます。譲り渡しの理由といたしまして、まず台風12号の影響によりまして、神社の東側の小川の上のほうに大きな山があるわけですが、その途中から山抜けいたしました。その山も今、流れてきた木を見ますと直径30センチもあまるような木が流れてきておりましたが、その山抜けのために、小川が埋まりまして、土砂の影響で川と違う谷を下ってきまして、この図面を見ていただきますと分かりますように、この青い色を塗ったところの左側に道路があって、橋が急カーブになっておりますが、これが御浜大沼線の道路です。ここまで山から大きな石が、土石が流れ込んできたということとございまして、〇〇さんの土地も人手に負えないような、本当に大きな石が流れ

込んで来ておりました、田畑の土石を行政が取ってくれないということであるらしいです。それを〇〇さんも業者を頼んで、協同で石取りをしたということでございます。まあ多額の費用が要ったということでございます。また二度とこういうことがあると困るということでございますが、現状では、土砂、砂、土で、とても畑に出来るような状態ではないこと。また、90歳以上と高齢者であること。それから後継者がいない。これが一つの大きな点でございますが、こう言ったことで、いっそのことお寺と神社に譲り渡したい、有効利用していただきたいということであります。譲り受けの農地を、寺と神社双方が2分の1ずつに登記名義といたします。神社の方は井戸町の〇〇さんにしまして、寺は〇〇和尚さんを名義人にしました。駐車場として共同利用したいということでございます。本当に駐車場は、寺も神社も非常に狭くて困っておったという現状でございます、非常に喜んでいるところでございます。付け加えますと神社も寺も〇〇さん、〇〇和尚さん名義にしたということは、神社総代、寺総代も大体6年ぐらいで代わっていくということで、永代の責任者に登記をするということでございます。地元委員といたしましても、何ら問題がございませんので、よろしくご審議していただきたいと思っております。

以上です。

つづきまして、2番について説明させていただきます。場所は、金山の西上野というところでございまして、地図を見ていただきますと分かりますように金山の信号、集会所から南向いて下ったのが、東上野でございまして、今の案件にありますところは、西上野であります。その下の谷に田んぼがあるわけであります。譲り渡し人の〇〇さんは金山の出身の方であります、もう帰ってくるということもございませんし、その〇〇さんの土地、農地を姉夫婦が管理しておったわけでございますが、いろんな事情がありまして管理が出来ないというようなことであります。それを有馬町の〇〇氏が譲り受けまして住宅を建てて、住みたいということでございます。排水につきましては、その土地から東へ向かいます、先ほど申しましたように、ずっと下に田圃がある訳でございますが、その排水路に排水したいという計画でございます。田圃の東側の方に用水路がありまして、今この排水を流すというところは、本当の排水路、田圃の排水やいろんな物が、皆そこへ流れて行って、川まで行くということございまして、田圃へ直接影響することはござい

せん。そう言ったことで地元委員といたしましては、何も問題がないと思います。どうかよろしくご審議のほどお願いします。
以上です。

議 長 3 番について、紀和町お願いします。

2 1 番（浦坪委員） 2 1 番浦坪です。

事務局の方から説明いただきましたので、簡単に概況だけ報告させていただきます。譲渡人の〇〇さんは、小船出身でございますけれども、西淀川区に本居を移しておられます。申請地は小船梅園のちょうど真ん中あたりに、位置しますわけですけれども、現地は、紀和炭鉱というのが昔あったわけですけれども、その社宅がこの当該地にあったようでございます。現在は農地といいますか、荒地になっておりますが、そこに〇〇さんが家を新築したいということでございます。両隣には家も建てられており、特に地元としては、問題がないようでありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます
以上でございます。

議 長 第 2 号議案につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただ今の地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いします。
ありませんか。

（な し）

議 長 特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いします。

農地部会長（岡崎委員） 1 1 番、岡崎です。

2 号議案の 1、2、3 番につきましては、ただいま地元委員の方々からご説明のあったとおりでございます。転用について特に問題ないと、こういうふうに思います。
以上です。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案「農地法第5条の規定による農地転用の許可申請」につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては、原案を承認することと決定し、その旨の意見を附して知事に進達することといたします。

次に、承認事項(1)「農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について」を、議題といたします。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。

事務局。

事務局 1番、飛鳥町大又字布〇〇番、台帳、田、現況、田、面積1,429㎡。利用目的は、水稻栽培。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は有馬町〇〇。借受人は有馬町〇〇。取り扱いは、熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は公告の日から5年間で新規ということでございます。承認事項1については、農地のすべての効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

1番について飛鳥町、お願いいたします。

14番(棕野委員) 14番、棕野です。

承認事項(1)の1番について説明させていただきます。貸渡人は有馬町の〇〇さんです。借受人は息子の〇〇さんでございます。使用貸借として何ら問題がございませんので、地元委員としても歓迎しているところです。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議 長 承認事項（１）につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いいたします。

ございませんか。

（な し）

議 長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項（１）「農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について」につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項（１）につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項（２）「圃場整備工事施工承認申請について」を議題といたします。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

なお、承認事項（２）につきましては、１４番椋野委員が申請人となっておりますので、農業委員会法２４条の規定に基づき議事参与の制限により、退席をお願いします。

「１４番椋野委員退席」

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。

事務局。

事務局 １番、飛鳥町大又字小口〇〇番、台帳、田、現況、田、面積697㎡のうち188㎡。申請人は飛鳥町小又〇〇。申請の目的は、水稻栽培をするため、盛り土をし、１枚の田として整備し、効率よく作業をしたいということでございます。添付書類といたしまして、現況図、案内図、造成図、誓約書、同意書、営農計画書、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項２については、申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明について

は地元委員よりお願いします。

以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

1 番について飛鳥町、お願いいたします。

1 5 番（中村委員） 1 5 番、中村です。

承認事項 2 の圃場整備工事施工承認申請について説明いたします。まず図面、位置から申し上げますと小又川というところがありまして、それから鬼の国のドライブインまでの間ですが、その途中に小口という集落があります。その一番大又川に面したところでございます。〇〇氏は年をとっても、なかなか熱心で、圃場を整備してりっぱな田を作ると、このような格好です。面積は 7 畝歩ほどの、図面では 1 枚の田圃になっておりますが、現実には 5 畝歩ほどと、一段下がって 2 畝歩ほどの田と 2 つになっております。2 畝歩の田圃が、5 畝歩の田圃よりも 5、6 0 センチ下がっております。そして大又川に面しておる護岸のところですか。一段下がっておりますから、洪水のとき、大雨のときは、いつも低いところから水が入ってきて困っておった。普通の人なら放っておくような田圃ですけど、彼は熱心で、護岸工事までして、盛り土して、5 畝歩の田を一枚にして立派な田にするという。こんな熱心な男でございまして。そういうことございまして、その田圃の川下の農家の人も〇〇さんは、嵩上げて護岸をしてくれるので、下の人も田圃に水が入るのが少なくなって嬉しいんじやと。こんなことも、隣の人も申しておりました。そういうことございまして、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議 長 承認事項（2）につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

ありませんか。

（な し）

議 長 特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いします。

農地部会長（岡崎委員） 11番、岡崎です。

ただいま中村委員さんから、詳しく説明のあったとおりでございまして、現地を見せていただいて、今、言っていただいたように697㎡の田圃が、一面になって面の状態になる。立派な田圃になると考えております。そして下流の方が喜んでおられるというのも、同意書をとっていただいている〇〇さんのお話でございます。喜ばしいことであると考えております。以上です。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題ないとのことですのでお諮りいたします。承認事項（2）「圃場整備工事施工承認申請について」につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項（2）につきましては、原案を承認することと決定いたします。

「14番椋野委員入室着席」

次に、承認事項（3）「農地転用の制限の例外届について」を議題といたします。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。

事務局。

事務局 1番、五郷町和田字徳野〇〇番〇、台帳、畑、現況、畑、面積485㎡外、計3筆、面積1,132㎡のうち229㎡。出願者は五郷町寺谷〇〇。転用時期、理由、施設の内容、添付書類ですが、農作業用施設用地で、幅員3.5m、延長62.9mの農作業用道路229㎡を新設するということとございます。添付書類といたしまして、現況図、案内図、造成図、配置図。建物平面図とありますが削除願います。法定外道路工事施工承認申請の写し、土地登記事項証明書が添付されております。承認事項（3）については、申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査

の結果から、農地法施行規則第32条第1号の自己の農地の保全、若しくは利用の増進のための施設（農作業用道路）に転用する場合の農地転用の制限の例外要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

1番について、五郷町、お願いいたします。

16番（西委員） 16番、西でございます。

承認事項3の1番について説明させていただきます。場所は、五郷町和田でございます。この集落は五郷の大又川の向こう側の集落でございます。その集落のずっと東よりのところでございます。〇〇さんは、田圃から自宅までの農作業の道路をつくるということで、この付近は、全部自分の土地でございますので、何も問題がないと思います。よろしく審議お願いいたします。

以上です。

議長 承認事項（3）につきましては、地元委員さんからは承認については、特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いいたします。

ございませんか。

（なし）

議長 特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（岡崎委員） 11番 岡崎です

本件につきまして、地元委員さんのご説明のあったとおり、自宅までの農作業用道路を新設するというので、残った農地部分については、現地で農地として活用することの確約を本人から得ており、承認については問題ない

と思います。

以上です。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないということでございますので、お諮りいたします。承認事項（３）「農地転用制限の例外届について」につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項（３）については原案を承認することと決定いたします。

これもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項はすべて議了いたしました。

ほかに何かございませんか。

5 番（森本委員） ちょっと、お願いします。

議 長 森本委員

5 番（森本委員）

承認事項（２）に関連して、これにもし畦畔が絡んでくるような場合はどうなるのか。

事務局 2線引き畦畔については、国有財産ですので払い下げの申請が必要になります。

5 番（森本委員）

1線引きは、畦畔関係なかったですね。

議 長 ほかにございませんか。

（な し）

議 長 それでは事務局から連絡事項がございます。

事務局。

事務局 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

本日、お手元に2012年版「農業委員手帳」を配布させていただきましたので、ご活用ほど、よろしくお願いいたします。

また、来年の総会等予定表を、お配りしております。来年3月は農業委員の改選にあたりますので、4月3日の総会は第1回総会となります。

さて、本年度も農業委員会農業委員選挙人名簿の調製時期となりました。調査にご協力いただく委員さんには、選挙管理委員会からの調査依頼と調査の手引きと共に、担当地区の名簿をお配りしております。調査していただきました名簿につきましては、提出期限が1月20日金曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、広報1月号に農業委員会選挙人名簿資格調査の協力依頼の記事を掲載いたします。不明な点は事務局までお問い合わせください。

次に、次回の現地調査は、12月26日、月曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんには、よろしくお願いいたします。

次に、予定表にもあります、次回第32回総会ですが、1月10日火曜日の午後2時30分から、例年のおりかんぼの宿での開会を予定しております。総会終了後、県農業会議の米山事務局長さんをお招きして振興部会主催の研修会を開催し、その後、新年会を行いたいと考えております。

事務局からは以上です。

議 長 これをもちまして、第31回総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 10時 7分)